

2008年3月28日 厚生労働省「石綿ばく露による労災認定等事業場」の公表
ー不十分な情報公開にとどまっており、健康対策、被災者の補償・救済のために、更に十分な情報の収集と公開が必要ー

中皮腫・じん肺・アスベストセンター
〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル 5F
電話 03-5627-6007 FAX03-3683-9766

2008年3月28日厚生労働省は、「石綿ばく露による労災認定等事業場」の公表を行った。配布資料の石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（平成17年度～18年度）別添内訳表(P5)を見ると、公表対象事業場数は2,514事業場で、平成17年度と平成18年度の労災保険法による認定件数2500件と、平成18年度の救済法882件の合計3,382件となっている。平成16年以前の労災認定事業場は既に公表されており、平成17年の716件と平成18年の1784件をあわせた2,500件（資料1～4）が今回の対象であった。対象数は、中皮腫・じん肺・アスベストセンターが2007年に情報公開で調査した経過簿の数値とほぼ一致している。

内訳表は、製造業989事業所を公表第1表、建築業1178事業場を公表第2表とし、公表外として事業所不明92、特別加入者91、既公表164、で公表外合計347事業所としている。第1表は50ページで北海道から沖縄までの989事業場が、労働局名、監督署名、事業場名、石綿ばく露作業状況、労災支給決定件数、救済法支給件数、石綿取扱期間、現在の取扱状況、特記事項の順で記載されている。第2表は57ページで1178事業場が、労働局名、監督署名、事業場名、石綿ばく露作業状況、労災支給決定件数、救済法支給件数、特記事項の順で記載されている。

厚生労働省は、2005年以来様々な団体が要望した情報公開に今回重い腰をあげた事になるが、その内容には以下の重大な問題点もはらんでいる。

1. 平成17～18年の「既公表」164事業場認定件数711名分の事業所名、認定疾患等が明示されていない。「既公表」とは平成16年以前の数値を公表したかどうかであり、平成17年18年の認定者数が「既公表」の名の下に今回公表されていない。クボタやニチアスをはじめとした問題の発端になった石綿製造企業や造船業の大規模事業場の平成17・18年の認定者数が不明となるのだ。労災認定者数の多い事業場は環境被害の影響が懸念される場合も多く公表は住民や自治体にとり大変重要で、すでに名前が公表されている事業場であっても労災認定者数や疾病の内訳に大きな変化があったりした場合は周辺環境への被害、家族曝露など従業員以外への被害拡大の危険が具体化することになる。そして、そうした情報は住民、自治体にとって大変重要である。にもかかわらず、今回公表しないとしたり「隠蔽」と言われてもしょうがない事態で、今後の即時公表が必要である。

2. 今後の石綿関連疾患の補償・救済の進捗のためには、厚生労働省が毎年実施している人口動態統計における中皮腫の統計同様に、死亡年別、男女別、都道府県別の認定件数を公表すべきだ。諸団体が死亡年別、男女別での公表を求めてきたが、今回も厚生労働省は前回同様死亡年別、男女別の統計を公表しなかった。中皮腫や肺癌の年度別、男女別

数は、補償・救済状況の確認のためにも実施すべきである。こうした統計数値を明らかにしない態度は、行政が行うべき統計モニターを果たしておらず不適切である。環境再生保全機構所管の労災以外の石綿新法救済事案においては、認定事案の死亡年別数字が公表されており、これまで、厚労省には再三再四この数字を求めてきたが、今回もこれは拒否され秘匿された。クボタショック、石綿新法施行以降の救済実績を検証することが重要であるが、厚労省の認定事案の死亡年別内訳が明らかにされないことが原因で、検証が不可能という事態になっており、今後の即時公表を求めたい。

3. 特記事項等にある程度の情報は記載しているのだが、公表事例が過去に少ない産業や職種での石綿製品や曝露形態の情報としては不十分であった。同種産業や職種での労災認定例がわからないために労災申請が行えず環境再生機構での申請にとどまる事の多い被災者や家族にとり、十分な情報提供とはなっていない点は問題である。今後の情報収集と公開を求めたい。

4. 環境省は大気汚染防止法に基づく石綿の「特定粉じん発生施設の届出工場」は所在地住所もあわせて公表している。厚生労働省の今回の情報は企業名のみであり、事業場所在地の住所が記載されていないために、公表情報だけでは患者、家族、自治体関係者、医療関係者など情報を必要とする人が曝露源にたどりつくことができないことがあり得る。事業場の名前がわからないが、逆に勤めていた会社の場所や自分の住所の方わかるケースは少なくないので、そうした場合を想定して、事業場所在地を住所地番まで記載しなければならない。環境省の方は住所が正確に記載されており、厚労省の方が秘匿するのはきわめて不適切であり、理由がない。前回公表時にも指摘したが、今回においても改善されなかったのは大問題である。住民にとって不十分な内容に今回もなっており、今後の公表が必要である。

5. 建設業及び製造業の元請け事業場名の公表が実施されていない場合が殆どであった。構内下請会社や派遣先の過去の勤務者の相互にとっては、互いの会社名は知らない場合も多く、元請け事業場名の公表が必要である。

6. 今回の厚労省の事業場情報の公表は大きな問題をはらんでしまっていることを指摘したが、環境庁、環境保全機構における情報公開の不十分点を指摘すると共に、政府レベルで、全体的な石綿問題の情報公開徹底の方針を確認することがぜひ必要であることを強く指摘したい。環境保全機構においては石綿新法の認定作業が行われているが、市町村別に認定事案の統計数字すらも当該自治体に提供されていない。石綿被害の指標疾患である中皮腫について、各自治体や住民、国民は、死亡件数、認定件数を知ることができない状況が続いている一方、厚労省、環境省の研究班、検討会等がばらばらに調査活動を行っているもののその全体像さえ国民に明らかにされていない。石綿被害の全体像をできるだけ正確にモニタリングし、それを国民に徹底して情報公開し、救済において隙間と格差がないようにすることは政府の義務であるにもかかわらず、このことができていないことが、今回のきわめて不十分な厚労省の公開の背景にあると考える。